



## 年休裁判全面勝利！

JR東海労組合員6名が「年休が失効したこと、年休を申し込んでも年休が付与されなかったことは、労働基準法第39条に違反する」として会社を訴えていた年休裁判東京訴訟で、東京地裁は3月27日、組合員の主張を全面的に認め、会社が労働契約上の義務を怠ったとして、合計54万円の損害賠償金を支払うことを命じる勝利判決を言い渡しました。

当日、裁判所内でマスコミ各社に記者会見を行った後、判決報告集会を開催し、勝利の喜びを参加者全員で確認しました。

